

# 平成29年度 北海道包括外部監査の結果報告書（概要）

平成30年2月19日

## 1 外部監査の概要

### 第1 包括外部監査人

平田 清悦（税理士）

### 第2 選定した特定の事件（監査のテーマ）

施設使用料等を徴収する道民利用施設の管理運営について

### 第3 特定の事件を選定した理由

広大な行政面積を有する道は、各地に公共施設を設置し、地域における行政サービスの充実に努めてきたものと承知している。

これらの施設の多くは設置から相当の年数が経過しており、この間、本道においては全国を上回る水準で人口減少と少子高齢化が進行するなど、その運営を取り巻く環境は大きく変化しており、また、施設自体についても、今後、大規模な修繕や更新等が必要になるものと認識している。

また、現在、全国の自治体で統一的な基準による地方公会計の整備とその公開に向けた準備が進められている。

こうした状況も踏まえ、公共施設の利活用と管理運営について、施設の運営コストやストック情報等も踏まえて改めて点検・検証を行い、民間ノウハウの活用等による利用者サービスの更なる向上や施設運営コストの合理化、施設の長寿命化へ向けた改修計画等への反映などに取り組む必要があると考える。

特に公共施設のうち利用者に施設使用料等の負担を求める施設については、こうした取組を積極的に実施することが重要であると考え、本年度の包括外部監査における特定の事件として選定し、次の視点により点検検証を行うこととした。

### 第4 監査期間

平成29年9月1日から平成30年1月31日

### 第5 監査の対象機関

北海道環境生活部、建設部及び教育庁

## 第6 監査の対象施設

包括外部監査の対象とする施設については、施設使用料等を徴収する施設（教育、研究、医療福祉施設等を除く。）を対象に予備調査を実施し、同種の施設のうち利用者が多い施設、中核となっている施設、特徴的な管理運営を行っている施設を選定した。

	施設名	担当部局
1	北海道立総合博物館	環境生活部
2	北海道立総合体育センター	
3	北海道立噴火湾パノラマパーク	建設部
4	北海道立オホーツク公園	
5	北海道立近代美術館	教育庁
6	北海道立北方民族博物館	

## 第7 監査の着眼点

- 1 法令、条例、規則等に基づき適正に管理運営されているか。
- 2 設置目的に従い十分な活用が図られているか。
- 3 経済的、効果的、効率的に管理運営されているか。
- 4 施設、設備、備品等は適正に維持管理されているか。

## 2 監査の結果

### 第1 監査の結果

今後、是正若しくは改善を求めるもの、又は検討の必要があるものについて、次の区分により対応を求めた。

<b>【指摘】</b> 早急に是正又は改善を求めるもの（6件）
<b>【意見】</b> 適法性、有効性、効率性、経済性の観点から検討の必要性がある事項について、監査の結果に添えて提出するもの（33件）

### 第2 指摘及び意見の具体的内容

別紙のとおり

(別紙) 指摘及び意見の具体的内容

内 容	区分	対象施設
1. 法令、条例、規則等に基づき適正に管理運営されているか (指摘:3 意見:2)		
<p>&lt;駐車場の無料化について&gt; 市街地から離れており公共交通機関が少ないなどの現状があったことは理解できるが、北海道からの要請があつて無料化に至った経緯があるため、指定管理者にその負担を強いるべきではない。今後の負担金の積算方法を見直すこと。条例においても駐車場を無料化とする改正を検討すること。</p>	指摘	総合博物館
<p>&lt;公有財産台帳管理について&gt; 公有資産台帳への登載漏れ資産について、適正に登載すること。</p>	指摘	噴火湾 パノラマパーク
<p>&lt;パークゴルフ場発券機の設置について&gt; 八雲町は、要領に基づく申請により、速やかに都市公園法による公園施設への設置許可を得ること。</p>	指摘	噴火湾 パノラマパーク
<p>&lt;施設内食堂の運営について&gt; 北海道と指定管理者の責任分担を明確にし、指定管理業務に位置づけるのであれば、公募要項に沿った負担金の積算を行うこと。また、現状を踏まえて食堂のあり方を検討すること。</p>	意見	総合博物館
<p>&lt;指定管理業務の再委託について&gt; 北海道は、再委託の承認を厳密に行い、現在再委託している業務について、指定管理者において直接実施すべき業務が含まれていないか再度検討するとともに、承認に当たっては、見積もり合わせの状況等委託過程の確認を行うこと。</p>	意見	総合博物館
2. 設置目的に従い十分な活用が図られているか (意見:5)		
<p>&lt;利用者満足度調査について&gt; 北海道が行う利用者満足度調査の実施方法、内容について見直しを検討するべきである。</p>	意見	総合博物館
<p>&lt;施設利用者目標数の設定について&gt; 施設利用者の増加に向けた取り組みとして、各年度の利用者目標数を適切に設定するよう検討するべきである。</p>	意見	総合体育 センター
<p>&lt;スポーツ目的以外の利用について&gt; 施設の利用について、スポーツ利用と非スポーツ利用のあり方に関し一定の指針を設けるよう検討するべきである。</p>	意見	総合体育 センター
<p>&lt;料金の取り扱いの例外について&gt; プロスポーツ選手の施設利用料につき例外的な取扱いを許容しうる定め(一定の指針)を設けるよう検討するべきである。</p>	意見	総合体育 センター
<p>&lt;利用者満足度調査結果の活用について&gt; 定期的になされる利用者満足度調査の結果を踏まえた協議を指定管理者との間で適宜に行うべきである。</p>	意見	総合体育 センター

(別紙) 指摘及び意見の具体的内容

内 容	区分	対象施設
3. 経済的、効果的、効率的に管理運営されているか (指摘:3 意見:19)		
<p>&lt;財務状況のモニタリングについて&gt;            北海道は、事業者より監査報告書の提出を受けているが、「モニタリングに関するガイドライン」における財務状況の把握の取扱いからすると十分にその内容について分析し、吟味検討していない。            今後はモニタリング手法について、ガイドラインを踏まえた内容となるよう検討し、より適正なモニタリングを行い、その結果内容を公表すること。</p>	指摘	噴火湾 パノラマパーク
<p>&lt;金銭受領事務について&gt;            例えば利用されたサイト番号を記載しておくか否かによって後のトラブルの原因解明にも役立ち、料金単価にチェックをつける事によって利用料金の間違い防止にもなる。            複数の担当者が作成する利用申込書兼現金領収証書(控)については、統一した記載要領のマニュアルを作成し徹底するべきである。</p>	指摘	オホーツク公園
<p>&lt;修繕費の負担基準について&gt;            修繕の負担についての判断基準については、消費税及び地方消費税を含まない金額に改めるべきである。</p>	指摘	共通事項
<p>&lt;負担金の算定について&gt;            利用者目標数の再設定を行うとともに、指定管理者負担金の算出にも反映させること。</p>	意見	総合博物館
<p>&lt;負担金の算定について&gt;            収支差額の金額を指定管理料の負担金計算に正しく反映させた上で、同負担金を算定するべきである。</p>	意見	総合体育センター
<p>&lt;負担金の算定について&gt;            指定管理者が得るレストラン等に関する収入については、指定管理料の負担金計算に正しく反映させた上で、同負担金を算定するべきである。</p>	意見	総合体育センター
<p>&lt;利用申込みのキャンセルについて&gt;            キャンセル料の請求及び収受に関する規定を設けるなどして、施設利用に関するリスク軽減を図る方策を検討するべきである。</p>	意見	総合体育センター
<p>&lt;駐車場の有料化について&gt;            施設の有効活用という観点から、コンサート等のイベント実施日以外の日における駐車場利用につき、その有料化の是非を検討するべきである。</p>	意見	総合体育センター
<p>&lt;申請者の増加に向けた取り組みについて&gt;            指定手続の基本原則である「公募の徹底」を実質化するためにも、公募の周知期間の延長や周知方法の改善など申請者数の増加に向けた取り組みを行うべきである。</p>	意見	総合体育センター
<p>&lt;事業分析について&gt;            北海道が適正な効果測定を行い、他の市町村、国が導入したPFI事業の事業効果と比較をし、今後の新たな事業導入にむけた分析が必要である。</p>	意見	噴火湾 パノラマパーク

(別紙) 指摘及び意見の具体的内容

内 容	区分	対象施設
<p>&lt;施設の利用料金の設定について&gt;            国の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」においては、公共施設等の管理者は、民間事業者に対する関与を必要最小限のものにすること、とされているものの、利用者となる道民間の負担の不均衡が生じないように、利用料金の割引のあり方についてPFI事業者へ検討を促すこと。</p>	意見	噴火湾 パノラマパーク
<p>&lt;実行委員会方式について&gt;            実行委員会方式で開催される特別展の運営上、以下の点を改善するべきである。            ・実行委員会会議の適時・適切な開催と議事録の作成・閲覧等を通じ、実行委員会の運営や収支の管理が適正に為されているかどうか確認できる体制を構築すること            ・飲食費に関する支出については、北海道が直接執行する場合の取扱いを勘案し、支出の目的や金額等に一定の制限を設けること。また美術館職員が会食に参加する場合に個人負担が適正に行われていることが確認できるよう、出席者名簿や個人負担分の金銭の授受に関する記録を明確に残すこと            ・会場施設使用料を適切に計算し、北海道の収入となるような方策を検討すること            ・特別展開催の結果生じた収支余剰金が北海道に還元されるような方策を検討すること</p>	意見	近代美術館
<p>&lt;建物使用料の取扱いについて&gt;            今後、企業や民間団体等が運営メインとなる共催展に併設される物販コーナーに係る建物使用料の免除を取りやめ、適正に徴収する必要がある。</p>	意見	近代美術館
<p>&lt;指定管理者における契約事務について&gt;            より低額な契約金額を基準とした相見積りの取得を検討するべきである。</p>	意見	北方民族博物館
<p>&lt;既存施設の有効活用について&gt;            使用目的に制限を加えた上で、博物館内の講堂を他団体に貸し出すなど施設の有効活用を検討するべきである。</p>	意見	北方民族博物館
<p>&lt;利用料金の情報公開について&gt;            施設の利用料金の設定に関する情報の公開に努めるべきである。</p>	意見	共通事項
<p>&lt;施設の情報公開について&gt;            施設の情報公開について、指定管理者と協力し取り組むべきである。</p>	意見	共通事項
<p>&lt;修繕費の負担について&gt;            施設修繕等に係る費用負担区分については、フルコスト料金を基に利用料金収入に占める修繕費の額を算出した上で修繕1件ごと金額要件を設定するとともに、指定管理期間を通じた修繕費負担の上限額を定めるなど、適正な負担について努めるべきである。</p>	意見	共通事項
<p>&lt;施設修繕見込みについて&gt;            指定管理期間における修繕等の必要性等を十分に精査し、指定管理者負担金を積算するべきである。</p>	意見	共通事項
<p>&lt;施設の減価償却について&gt;            利用料金に占める減価償却費見合い部分について、将来の施設改修等の財源とするために確保する措置を検討するべきである。</p>	意見	共通事項

(別紙) 指摘及び意見の具体的内容

内 容	区分	対象施設
<p>&lt;利用料金の免除について&gt;                      利用料金等の収入を増加させる方策として、65歳以上の道外者については利用料金を免除しない、あるいは割引料金などを設定することを検討するべきである。</p>	意見	共通事項
<p>&lt;指定管理者の引継事務指針等について&gt;                      公募期間を延長し、指定管理者決定から管理開始までの期間を少なくとも半年間以上に設け、余裕をもった引継を行えるように配慮するとともに、指定管理者変更を想定した引継事務指針を策定することを検討するべきである。</p>	意見	共通事項
<p>4. 施設、設備、備品等は適正に維持管理されているか (意見:7)</p>		
<p>&lt;供与物品の現物確認について&gt;                      指定管理期間中における供与物品の現物確認が行われていないため、指定管理期間中における供与物品の現物実査を定期的実施するべきである。供与物品の数が膨大であり、事務負担の増加が懸念されるのであれば、指定管理期間中における部分的な実査(サンプル調査)を段階的に実施するなど、計画的な実査方法を検討するべきである。</p>	意見	総合博物館
<p>&lt;供与物品の購入について&gt;                      指定管理業務積算基準において、指定管理者に支払う負担金には、施設維持に係る消耗品及び備品の購入費が含まれているため、少額物品については指定管理者が購入するべきである。</p>	意見	噴火湾 パノラマパーク
<p>&lt;陶芸教室の運営形態について&gt;                      てんと工房の運営を指定管理者への指定管理業務とするか、自主企画事業として運営させるのか、今後の運営形態を検討するべきである。</p>	意見	オホーツク公園
<p>&lt;収蔵品の現物確認について&gt;                      美術館所有の収蔵品及び備品類については、それぞれの資産の保管状況等に応じて適切な現物確認の計画を立案し、定期的な資産の現物確認を実施するべきである。</p>	意見	近代美術館
<p>&lt;施設の修繕計画について&gt;                      雨漏りの発生原因を把握するとともに、その原因を踏まえた長期的な修繕計画を策定するよう検討するべきである。</p>	意見	北方民族博物館
<p>&lt;施設内の監視体制について&gt;                      監視カメラを設置するなど、特別展示室における監視体制を強化するよう検討するべきである。</p>	意見	北方民族博物館
<p>&lt;買換え備品の帰属について&gt;                      指定管理者が購入した備品について、指定管理期間終了後は道に帰属するよう規定の整備を行うべきである。</p>	意見	共通事項